

平成 21 年度財団法人きょうと京北ふるさと公社事業計画
平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 22 年 3 月 31 日

I 今年度の事業計画

第 9 期目となる平成 21 年度は、過去 8 期の取り組みと実績をふまえ地域の要としての役割を果たすため、優良農地の保全による美しい農山村の景観の維持、中高齢者を中心とした働く場の提供、地域活性化に向けた都市・農山村の交流活動の推進など、これらの事業について継続的に取り組みを展開します。

とりわけ、公社の本質的な取り組み事業でもある農地保有合理化事業については、農地と農業に関する地域課題に関わることにより農業公社としての役割を果たすべく取り組みを行います。

また、今年度は経営基本方針に基づく 3 年間の中期経営計画の 3 年目にあたる年でもあり、定められた諸施策の実現及び目標の達成に努めるとともに、京都市への編入合併以降、地域の担い手組織として地域住民や行政から年々強まる期待に応えるべく、地域活性化のために設立された組織である、「京北ふるさと産業・観光活性化推進連絡会(アクティ京北)」や京北・水尾・宕陰の三地域から成る「地域協議会」の構成団体としても活動をともに行う中で、ふるさと京北の活性化のための事業をより積極的に展開します。

なお、平成 20 年 12 月 1 日より施行された新公益法人制度により、当公社も今後の方角性を見極めながら新制度に基づく法人へ移行するための取り組みを進めます。

II 実施事業内容

1. 公益事業

(1) 農地保有合理化事業

- ・ 農地保有合理化法人として農地の「中間保有・再配分機能」を活かし、農地の借り受け、貸し付け並びに売買等に関わる担い手農家の経営規模拡大や、新規就農者の支援活動に取り組むとともに、地域内の優良農地の保全と景観の維持に努めるため、21 年度も積極的に取り組みます。
- ・ 高齢化が進む中、水稲田の耕作希望の引き合いも多く、これに的確に対応するため農家からの農地情報等の収集の取り組みを進めます。

(2) 農作業受託事業

- ・ 農業者の高齢化に対応するため耕起、代かき、田植え、稲刈り、除草等の作

業を農作業部会を中心に取り組みます。

- ・ 農作業受託や転作田の管理受託により、優良農地の維持に努めます。
- ・ 農作業受託部会の部員の高齢化に伴う体制の見直しを進めます。

(3) 都市と農山村交流事業

- ・ 各種イベントを計画し取り組むことにより都市住民を京北地域に呼び込むとともに、他地域でのイベント等へも参加し、京北地域の PR 活動を積極的に行います。
- ・ 交流事業を積極的に進めることにより、都市住民の京北地域への定住を促進します。
- ・ 3年目を向える市民農園「京北ふるさと農園さんりょう」が、末永く親しまれご利用いただけるような魅力ある農園となるよう運営に努力するとともに、都市住民と地域住民の交流の懸け橋となる農園ならではの企画イベント等により、地域活性化に繋がる取り組みを引き続き展開します。

(4) 公共施設管理事業

①木材需要拡大センター「ウッディー京北」管理受託事業

- ・ 18年度より京都市の指定管理者として指定を受け、文化の香り高い木と清流の里京北の情報発信基地として、産業、観光の PR 活動の積極的な取り組み並びに、木材加工品を中心として、京北地域の特産品の需要拡大の強化を図ります。
- ・ 一昨年7月の周山バイパス開通以降増加傾向にある入館者の、地元新鮮野菜の需要に応えるため、19年度に安心・安全な野菜作りと販売を目的に、ふるさと公社登録の野菜生産者により設立された「京北野旬会」との連携を密にし、より安定的な販売が可能となるよう取り組みます。
- ・ 一昨年実施の経営診断の結果を基に、指摘事項を含めた経営改善に日々努力します。

②宇津峡公園

18年度より京都市の指定管理者として指定を受け、都市住民との交流拡大施設として、コテージ、オートキャンプ場、デイキャンプ場等の誘客に努め一層の利用拡大を図ります。

なお、入園者の最も多い夏季に地元各組織の協力を得てイベントを実施することと合わせ、冬季の利用拡大を図るため特別企画を提案し誘客のための取り組みを進めます。

(5) ふるさと振興等調査研究事業

- ・ 18年度からの継続事業である定住促進事業に引き続き取り組むとともに、「(財)きょうと京北ふるさと公社空家情報提供マニュアル」に基づく空家情報の収集・提供と合わせて、農地情報を活用することにより都市住民の定住化を

促進し、地域の活性化を推進します。

- ・ 昨年度各イベントにおいて実施いたしましたアンケート調査結果を基に「田舎ぐらし」や「市民農園」等への希望者を募り、広く事業のPRを行います。

(6) 地域特産物開発研究事業

- ・ 地域特産物の開発に力を注いでいる各グループと連携し、新しい地域特産物開発試作に取り組み、試作品をウッディー京北で積極的に取り扱います。
- ・ 京北産農産物を小学校給食等の食材として納入する等、「食育」と「地産地消」の取り組みを進めます。

(7) 地域担い手確保事業

- ・ 地域の高齢化や人手不足がますます顕著になる中、田舎の便利屋(人材登録者)による多種多様な作業を受託することにより、地域の要望に応え中高齢者の雇用拡大に寄与します。
- ・ 行政機関及び地域組織からの作業受託にも積極的に対応し、事業の一層の拡大を図ります。
- ・ 本年度より3年間、農地の有効活用を促進するとともに、農地を守るための新たな担い手育成事業として「農業サポート人材対策事業」に取り組みます。

(8) 京北ふるさとバス運営事業

- ・ 道路運送法に基づく過疎地有償運送事業として京都市との連携のもと、地域運送事業として安全運行を基本に京北地域の生活交通の確保のため取り組みます。
- ・ 地域住民にとって、より有効で効率的なバス運行を行うため、一部バスダイヤの見直しを行い地域のニーズに応える運送事業に取り組みます。

2. 収益事業

(1) 葬祭関連事業

- ・ 高齢化が一層進行し、住宅様式や住民意識が変化している京北地域の現状に鑑み、文化、風習と今日の生活実態との調和の取れた厳粛な中にも簡素な葬儀が執り行われることを目的に取り組みます。
- ・ 葬祭会場利用者からの要望に応えるため、新たにマイクロバスによる火葬場への送迎を行います。
- ・ 告別式後に引続き行われる法要が増加傾向にあり、それに伴い経費も増加の傾向にあることから、マイクロバス送迎と併せ料金の一部見直しを行います。

(2) スクールバス運行受託事業

- ・ 京北地域児童生徒の通学及び教育活動のため、21年度も京都市教育委員会より全面委託を受け取り組みます。